

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
小川建設工業株式会社	古河市前林 1998	2-004058

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和6年12月11日 ～ 令和7年6月10日 (6か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

小川建設工業(株)は、境工事事務所発注の「06 県単道修第 06-62-684-0-001 号道路舗装修繕工事」を受注したが、正当な理由なく、当該工事を完成させなかった。

5 指名停止理由

正当な理由なく契約を履行しなかったことは、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)第2条第1項及び別表第1第4号アに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県工事等の施工等に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 共通仕様書・契約書等違反、経審切れ イ～エ (略)	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町 978-6
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)